

UC コーポレート会員規約・カード使用者規約(個人主債務用)／ 個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項一部改定のお知らせ

2020年1月13日をもってUCコーポレート会員規約・カード使用者規約（個人主債務用）及び個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■ UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（個人主債務用）新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条（法人会員）</p> <p>株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）に対しUCコーポレート会員規約・カード使用者規約（個人主債務用）（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人又は団体（以下「法人」と総称します。）をUCコーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。</p>	<p>第1条（法人会員）</p> <p>株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）に対しUCコーポレート会員規約・カード使用者規約（個人主債務用）（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社が<u>カード利用を承諾した法人又は団体</u>（以下「法人」と総称します。）をUCコーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。<u>契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</u></p>
<p>第2条（カード利用単位、管理責任者及びカード使用者）</p> <p>1.法人は入会にあたり、カードの利用単位（以下「カード利用単位」と称します。）及びカード利用単位の管理責任者（以下「管理責任者」と称します。）を指定するものとします。但し、カード利用単位は法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位に所属する役職員とします。</p> <p>2.管理責任者は、カードを使用する方（以下「カード使用者」と称します。）を所定の方法により届け出るものとします。但し、カード使用者はカード利用単位に所属する役職員で、当社に対し本規約を承認のうえ、カード使用者となることをお申込みいただき、当社が適当と認めた方とします。</p> <p>3.法人会員は当社との連絡のため、連絡担当者を所定の方法により指定するものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は連絡担当者又はカード使用者に行うことによって法人会員に行ったものとみなします。</p>	<p>第2条（カード利用単位（組織）、管理責任者及びカード使用者）</p> <p>1. 法人は入会にあたり、カードの利用単位（以下「カード利用単位（組織）」と称します。）及びカード利用単位（組織）の管理責任者（以下「管理責任者」と称します。）を指定するものとします。ただし、カード利用単位（組織）は法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位（組織）に所属する役職員とします。</p> <p>2. 管理責任者は、カードを使用する方（以下「カード使用者」と称します。）を所定の方法により届け出るものとします。ただし、カード使用者はカード利用単位（組織）に所属する役職員で、当社に対し本規約を承認のうえ、カード使用者となることをお申込みいただき、当社が適当と認めた方とします。</p> <p>3. 法人会員は当社との連絡のため、<u>法人の連絡担当者</u>を所定の方法により指定するものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は<u>法人の連絡担当者</u>又はカード使用者に行うことによって法人会員に行ったものとみなします。</p>
<p>第4条（カードの発行と管理）</p> <p>1. (略)</p> <p>2.当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名</p>	<p>第4条（カードの発行と管理）</p> <p>1. (略)</p> <p>2.当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名</p>

<p>欄に当該カード使用者ご自身の署名をしていただきます。</p> <p>3.カードの所有権は当社に属し、カード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。</p> <p>4. (略)</p> <p>5.カード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いはカード使用者の責任とします。但し、カード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>6.～8. (略)</p>	<p>欄に当該カード使用者ご自身の署名を行います。</p> <p>3.カードの所有権は当社に属し、カード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。<u>またカード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5.カード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いはカード使用者の責任とします。ただし、<u>カード又はカード情報の管理状況等を踏まえてカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。</u></p> <p>6.～8. (略)</p>
<p>第6条（暗証番号）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3.法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、カード使用者の負担とします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p>	<p>第6条（暗証番号）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3.法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、カード使用者の負担とします。ただし、<u>暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。</u></p>
<p>第8条（代金決済）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3.当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及びご利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払月の前月末頃までに、管理責任者又はカード使用者に通知します。カード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>第8条（代金決済）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3.当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及びご利用内容を、<u>お支払月の前月末頃、管理責任者又はカード使用者が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知</u>します。カード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>

<p>第 11 条（退会及びカードの使用取消と返却）</p> <p>1. 法人会員は、所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにても該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、カード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することができます。</p> <p>(イ) ~ (ヲ) (略)</p> <p>3.</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 第 22 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員又はカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>4. 法人会員は、第 1 項又は第 2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。</p> <p>5. (略)</p>	<p>第 11 条（退会及びカードの使用取消と返却）</p> <p>1. 法人会員は、所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位 <u>(組織)</u> の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにても該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位 <u>(組織)</u>、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、カード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位 <u>(組織)</u> の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することができます。</p> <p>(イ) ~ (ヲ) (略)</p> <p>3.</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 第 22 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員又はカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、<u>当社が継続的サービスの代金を当該加盟店に立替払いした場合（又は当該代金債権を当該加盟店から譲り受けた場合）</u> はこれをお支払いいただくこと。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>4. 法人会員は、第 1 項又は第 2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位 <u>(組織)</u> の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却 <u>もしくは裁断のうえ破棄</u> するものとします。</p> <p>5. (略)</p>
<p>第 13 条（期限の利益喪失）</p> <p>1. (略) (新規に規定)</p> <p>2. (略)</p>	<p>第 13 条（期限の利益喪失）</p> <p>1. (略) (ホ) <u>カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</u></p> <p>2. (略)</p>
<p>第 16 条（届出事項の変更）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社が法人会員及びカード使用者から届出があった連絡先</p>	<p>第 16 条（届出事項の変更）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当社が法人会員及びカード使用者から届出があった連絡先</p>

<p>に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、前項の変更手続きを行わなかったことについて、<u>やむを得ない事情があると当社が認めた場合はこの限りでないものとします。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第 21 条（規約の改定並びに承認） 当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容の通知、又は変更後の本規約の送付その他当社所定の方法により法人会員及びカード使用者にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、法人会員及びカード使用者は内容を承認したものとみなします。</p>	<p>第 21 条（規約の改定並びに承認）</p> <p>1.当社は、次の各号に該当する場合には、<u>本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を UC カードホームページ (https://www2.uccard.co.jp/) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で法人会員及びカード使用者に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、(I)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。</u></p> <p><u>(I)変更の内容が法人会員及びカード使用者の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(II)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</u></p> <p>2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を UC カードホームページ (https://www2.uccard.co.jp/) において告知する方法又は法人会員もしくはカード使用者に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員にその内容を周知した上で、<u>本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員及びカード使用者は、当該周知の後に法人会員又はカード使用者が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</u></p>
<p>第 22 条（カード利用方法）</p> <p>1.カード使用者は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。</p> <p>（イ）～（ハ） (略)</p> <p>2.カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票等への署名等の手を省略するこ</p>	<p>第 22 条（カード利用方法）</p> <p>1.カード使用者は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、<u>所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、</u>物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。</p> <p>（イ）～（ハ） (略)</p> <p>2.カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、<u>暗証番号の入力もしくは売上票等への署</u></p>

<p>と、もしくは売上票等への署名に代えて、暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>4.カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>5. (略)</p>	<p>名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>4.カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、<u>現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）</u>の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>5. (略)</p>
<p>第24条（債権譲渡）</p> <p>1. カード使用者は、加盟店がショッピングサービスにより生じたカード使用者に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、カード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。</p> <p>（イ）加盟店が当社に譲渡すること。（ロ）加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。（ハ）加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>2.前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。</p>	<p>第24条（<u>立替払い又は債権譲渡</u>）</p> <p>1.当社は、<u>カード使用者の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じたカード使用者に対する債権をカード使用者に代わって立替払いするものとし、カード使用者は、あらかじめ異議なくこれを承認します。カード使用者は、当社に対して、当社が立替払いによりカード使用者に対して取得する求償金債権を支払うものとします。</u></p> <p>2.前項により当社が取得する求償債権の債権額は、<u>加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。</u></p> <p>3. カード使用者は、<u>当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じたカード使用者に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、カード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。</u></p> <p>（イ）<u>加盟店が当社に譲渡すること。</u></p> <p>（ロ）<u>加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</u></p> <p>（ハ）<u>加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</u></p> <p>4.法人会員及びカード使用者は、<u>カード利用により当社が譲り受</u></p>

	けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。
第 26 条（商品の所有権） 商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店のカード使用者に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員及びカード使用者は認めるものとします。	第 26 条（商品の所有権） 商品の所有権は、 <u>当該商品に係る債務が完済されるまで当社に留保されるものとします。</u>
■ UC 立替払加盟店利用特約	(削除)

■ 個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項 新旧対照表

第 1 条（個人情報の収集・保有・利用、預託）	第 1 条（個人情報の収集・保有・利用、預託）
(1) (略)	(1) (略)
① (略)	① (略)
②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容に関する情報	②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容（ <u>契約成立の可否、契約終了の事実を含む</u> ）に関する情報
③ ～ ⑧ (略) (新規に規定)	③ ～ ⑧ (略)
	⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関する取得する情報
	⑩インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社がカード使用者に関する情報と判断したもの（カード使用者情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）
(2) (略)	(2) (略)
第 2 条（第 1 条以外での個人情報の利用）	第 2 条（第 1 条以外での個人情報の利用）
(1) カード使用者は、第 1 条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第 1 条(1)①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。 (以下略)	(1) カード使用者は、第 1 条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第 1 条(1)①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。 (以下略)

【下線部は改定部分を示します。】